

告示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 赤浜小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一番一地主まで</p>	<p>大里郡寄居町大字牟礼字可吹九六六番 地先から同郡同町大字牟礼字東一〇四</p>	<p>区 間</p>
<p>一七・三八〽四一・一〇</p>	<p>一七・三八〽三〇・五一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三八八・八九</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>の 一 部 変 更 で あ る。</p>	<p>平成二十五年二月二十二日付 け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第一号の道路予定区域</p>	<p>備 考</p>